

新ごみ処理施設設計・施工監理業務

公募型プロポーザル実施説明書

伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合

## 新ごみ処理施設設計・施工監理業務 公募型プロポーザル実施説明書

この要領は、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合が計画している伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）をDBO方式で実施するに当たり、新ごみ処理施設設計・施工監理業務（以下「本業務」という。）の事業者を選定するために行う公募型プロポーザルの手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

### 1 目的

本業務は、本事業に関する幅広い知識、高度な専門能力及び同種業務の実績を有する事業者から支援等を得るため、提案書及びヒアリングの審査をもって事業者を選定するものである。

### 2 事業の概要

#### (1) 業務名

新ごみ処理施設設計・施工監理業務

#### (2) 業務内容

別紙「新ごみ処理施設設計・施工監理業務仕様書」（以下「業務仕様書」という。）のとおり。

#### (3) 業務委託期間

契約締結日の翌日から令和4年9月30日まで

#### (4) 業務場所

伊豆市佐野字川久保地内

#### (5) 契約限度額

178,235,000円（消費税額及び地方消費税額を含まない）を上限とする。

年度割額は、概ね下記のとおりとする。

令和元年度 8%

令和2年度 29%

令和3年度 46%

令和4年度 残額

### 3 委託事業者選定方法

#### (1) 選定方法

公募型プロポーザル方式

#### (2) プロポーザル名称

新ごみ処理施設設計・施工監理業務公募型プロポーザル

#### 4 担当部署

伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合

所在地 〒410-2592 伊豆市八幡500番地の1

電話 0558-88-4500 (直通)

F A X 0558-88-4501

メールアドレス [haikibutsukumiai@city.izu.shizuoka.jp](mailto:haikibutsukumiai@city.izu.shizuoka.jp)

組合ウェブサイト <https://www.izuizunokunihaikibutsukumiai.jp/>

#### 5 参加表明書及び技術提案書を提出するために必要な資格

伊豆市の平成31・32年入札参加資格を有し、建設コンサルタント業務の廃棄物部門登録している業者又は伊豆の国市の平成31・32年入札参加資格を有し、建設コンサルタント業務の希望職種を廃棄物としている業者で、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 国又は地方公共団体との契約に関して、指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 直近の1年間において、法人税、消費税等及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (4) 会社更生法(昭和27年法律第172号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)による手続きをしている者でないこと。
- (5) 伊豆市伊豆の国廃棄物処理施設組合が設置した新ごみ処理施設設計・施工監理業務プロポーザル審査委員会の委員が所属している者でないこと。
- (6) 次のアからキに該当する者でないこと。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)
  - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者という。以下同じ。)である者
  - ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
  - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

- (7) 日本国内において、地方公共団体(一部事務組合を含む)発注のDBO方式(公設民営方式に類する事業方式を含む。)による一般廃棄物処理施設の建設工事(ごみ焼却施設の新設に限る。)に係る設計・施工監理業務を、平成26年4月1日以降に元請として受託した実績を有すること。
- (8) 日本国内において、一般廃棄物処理施設の施設規模82t/日以上かつ炉構成が2炉以上及びボイラ・タービン式発電設備を設置した全連続式運転式焼却施設(処理方式は、「ストーカ式」に限る。)の整備に係る設計・施工監理業務を、平成26年4月1日以降に元請として受託した実績を有すること。
- (9) 参加表明書及び参加資格確認書類提出時に別紙「新ごみ処理施設設計・施工監理業務仕様書」に示す資格及び実績を有する技術者等の配置が可能であること。
- (10) 本業務を円滑に遂行するために必要な能力等を有すること。

## 6 参加形態

参加の申込をする者(以下「参加者」という。)は単体の申込みとする。

なお、参加者の責任において、外部に協力会社(直接業務の一部を受注又は請け負うことを予定している者。)を置くことができるものとするが、参加者が他の参加者の協力会社となることはできない。また、参加者及び協力会社は、本事業の優先交渉権者及び次点交渉権者と関係等がないものとする。

## 7 日程

日程については、以下のとおり予定する。

- (1) 令和元年8月5日(月) 公告
- (2) 令和元年8月9日(金) 質問提出期限
- (3) 令和元年8月15日(木) 質問回答の公表
- (4) 令和元年8月20日(火) 参加表明書及び参加資格確認書類提出期限
- (5) 令和元年8月27日(火) 参加資格確認結果通知及び関係書類提出要請書交付
- (6) 令和元年9月13日(金) 技術提案書及び見積書等提出期限
- (7) 令和元年10月2日(水) ヒアリング
- (8) 令和元年10月7日(月) 審査結果通知
- (9) 令和元年10月15日(火) 契約

## 8 質問

このプロポーザルに関する質問の提出方法等については次のとおりとする。

- (1) 受付期間

令和元年8月6日（火）午前8時30分から令和元年8月9日（金）正午まで

(2) 提出方法

質問書を所定の様式【様式1】にて電子メールにより表題を「プロポーザルに関する質問（事業者名）」として提出。電子メール以外の質問（電話での問い合わせ等）については回答しない。

(3) 回答

質問及びその回答は、取りまとめの上、令和元年8月15日（木）までに伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合ウェブサイト公開する予定。

9 参加表明書及び参加資格確認書類

参加表明書及び参加資格確認書類（以下「参加表明書等」という。）の提出により参加資格を確認するものとし、提出方法等については次のとおりとする。

(1) 受付期間

令和元年8月16日（金）から令和元年8月20日（火）までの午前8時30分から午後5時15分まで（必着）

(2) 提出方法

伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合（伊豆市役所中伊豆支所3階）まで直接持参、郵送又は宅配便による。（提出期限までに必着）なお、直接持参の場合の受付時間は日曜日及び土曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 提出書類

様式名	部数
【様式2】参加表明書	1部
【様式3】参加者の概要	1部
【様式4】業務実績調書	1部
【様式5】協力会社調書	1部
【様式6】協力会社となることの承諾書	1部
【様式7】協力会社業務実績調書	1部
【様式8】総括責任者(管理技術者)実績調書	1部
【様式9】業務執行体制調書	1部
【様式10】副総括責任者及び担当技術者実績調書	1部
【様式11】誓約書	1部
契約書の写し（【様式4】に記載した業務について）	1部

※作成方法については、別紙「公募型プロポーザル提出書類作成要領」のとおりとする。

## 10 参加資格確認結果の通知

参加資格確認結果の通知は次のとおりとする。

### (1) 方法

参加資格確認結果通知書により、郵送にて通知する。

### (2) 通知日

令和元年8月27日（火）を予定

### (3) その他

選考及び選定結果に係る異議申し立ては、一切受け付けない。

## 11 プロポーザル関係書類提出要請書の交付

プロポーザル関係書類提出要請書の交付方法等については次のとおりとする。

### (1) 配布方法

郵送にて送付

### (2) 交付日

令和元年8月27日（火）を予定

### (3) その他

プロポーザル関係書類提出要請書の交付に際しては、次の参考図書に参加者へ提供する。

① 要求水準書 設計・建設業務編

② 要求水準書 運営・維持管理業務編

③ その他入札公告資料

## 12 技術提案書及び見積書の提出

技術提案書及び見積書の提出方法等については次のとおりとする。

### (1) 提出期間

令和元年8月28日（水）から令和元年9月13日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（必着）

### (2) 提出方法

伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合（伊豆市役所中伊豆支所3階）まで直接持参、郵送又は宅配便による。なお、直接持参の場合の受付時間は日曜日及び土曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。また、提出と同時にCD-Rにてデータ形式を変えずに併せて1枚提出すること。

### (3) 提出書類

次に掲げる書類を提出する。業務計画予定書と技術提案書については、一冊に綴じて（ステープラー2箇所綴じ）提出すること。

様式名	部数
【任意様式】業務計画予定書	13部
【任意様式】技術提案書	13部
【様式12】参考見積書（内訳書含む）	1部

※作成方法については、別紙「公募型プロポーザル提出書類作成要領」のとおりとする。

(4) その他

- ① 提出期限以降における技術提案書（業務計画予定書を含む。以下同様。）及び見積書の修正又は変更は一切認めない。
- ② 提出された技術提案書及び見積書の返却は行わない。
- ③ 参加に係る技術提案書の著作権は、参加者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合、組合は必要な範囲において公表等を行うことができるものとする。
- ④ 選定した技術提案書及び委託成果品の著作権については、組合に帰属するものとする。
- ⑤ 契約に至らなかった参加者の技術提案書については、審査以外の目的以外には使用しない。
- ⑥ 技術提案書に記載された配置技術者の変更は認めない。ただし、変更の理由及び変更予定者について組合がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。
- ⑦ 技術提案書の提出において、その内容は担保されるものとし、虚偽が認められる場合は失格とする。

13 ヒアリング

参加者の技術提案書の内容及び配置技術者について、参加者からのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(1) 実施日 令和元年10月2日（水）を予定

(2) 詳細事項 会場及び時間等の詳細は別途通知する。

(3) その他

- ① 出席者は3名までとし、必ず本業務の総括責任者(管理技術者)は出席し、説明を行うこと。
- ② ヒアリング時における内容に虚偽が認められる場合は失格とする。

14 審査選定

組合は、新ごみ処理施設設計・施工監理業務プロポーザル審査委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、委員会が優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

なお、参加者が1者であった場合も、審査選定を行う。

(1) 本審査

委員会は、技術提案書の審査及び「13 ヒアリング」に示すヒアリングに基づく審査を行い、各委員の評価点（100 点満点）を参加者毎に合計し、その総合得点が最も高い者から優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

なお、得点が最も高い者が2者以上ある時は、くじにより優先交渉権者を定めるものとする。（くじの日程及び場所等については、別途指示による。）

① 評価項目及び配点

それぞれの評価項目と配点は次の表のとおりとする。

評価項目と配点

評価項目	評価詳細項目		評価点			配点	
			A	B	C		
業務計画予定書 技術提案書	本業務に取り組む基本的な考え方、進め方	本業務に関する基本的な取組方針	20	15	10	20	
	本業務の実施体制	本業務を遂行する組織の実施体制	10	8	5	10	
	本工事の特徴と課題に対する対処方法	①工期の遵守を図る設計・施工及び監理の考え方		20	15	10	20
		②地域に配慮した施設整備を行う上での課題の抽出と対処方法		20	15	10	20
		③DBO方式における施設整備推進上での課題認識と対処方法		10	8	5	10
		④上記以外の設計・施工監理上の課題の抽出と対処方法		10	8	5	10
ヒアリング	プレゼンテーション及びヒアリング能力	本業務に関する取組意欲及びコミュニケーション能力	10	8	5	10	
合計						100	

② その他

ア 委員会の委員に対し自己の有利となるような働きかけを行うことを禁ずる。

なお、確認された場合には当該参加者を失格とする。

イ 参加表明書等の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

ウ 技術提案書の見やすさ及び分かりやすさ等の配慮は評価の対象となる。

15 審査結果

ヒアリングを行った全ての参加者へ審査結果の通知をする。

(1) 方法

プロポーザル技術提案書審査結果通知書により、郵送にて通知する。



- (2) 通知日  
令和元年10月7日（月）を予定
- (3) その他  
審査及び選定結果に係る異議申し立ては、一切受け付けしない。

#### 16 契約の締結

- (1) 契約日 令和元年10月15日（火）を予定
- (2) 契約締結
  - ① 選定された優先交渉権者は、組合と提案内容の詳細な協議を行い見積徴取の上、契約に必要な書類を揃え、契約を締結する。
  - ② 本業務は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約の締結であり、優先交渉権者との交渉が不調となった場合には、次点交渉権者となった者と交渉を行う。

#### 17 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。この場合において、組合は一切の責めを負わないものとする。

- (1) 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が契約限度額を超えている場合
- (5) ヒアリングに参加しなかった場合
- (6) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (7) 一度に2通り以上の技術提案書を提出した場合
- (8) 代表者印のない技術提案書による提案を行った場合
- (9) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、委員会の委員長が失格であると認めた場合

#### 18 その他留意事項

- (1) このプロポーザルに参加する費用及び契約に必要な費用はすべて参加者の負担とする。
- (2) 提出する書類の作成方法は別紙「公募型プロポーザル提出書類作成要領」に従うこと。また、提出された書類に不備不足がある場合、参加が無効となる場合がある。
- (3) 別紙業務仕様書の委託業務内容は現時点での予定であり、今後優先交渉権者との協議により変更の可能性がある。
- (4) 組合と契約を締結する参加者は、「業務計画予定書」に記載する内容を基に組合

と協議を行い、決定したスケジュールに基づき本業務を実施するものとし、組合の許可なく業務工程の変更はできないものとする。

- (5) 本業務に係る情報公開請求があった場合には、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合情報公開条例（平成27年条例第18号）に基づき、提出書類を公開することがある。
- (6) 本公募プロポーザルに際して知り得た情報については、提出書類の作成以外の目的で使用してはならず、また、第三者に対して漏らしてはならない。
- (7) この実施説明書に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）等関係法令の定めるところによる。
- (8) 伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設整備の建設工事請負契約の締結に係る議案が伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会で可決されなかった場合は、本業務は取りやめとする。